

提供日 2023/09/05
 タイトル 送迎用バスに対する安全装置の設置状況
 (令和5年8月末時点)
 担当 健康福祉部こども未来局こども未来課、
 障害者支援局障害者政策課、
 スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課
 連絡先 こども未来課 保育班 TEL 054-221-2924



1 概要

令和5年8月末時点での教育・保育施設及び障害児通所支援事業所の送迎用バスに対する安全装置の設置状況調査を実施した。

2 県内の送迎用バスに対する安全装置の設置状況

(1) 教育・保育施設

施設類型		施設数	運行台数	8月末までに設置完了予定		
				台数	設置率	
保育所 (保育所型認定 こども園含む)	県	9	13	12	92.3%	
	政令市	2	4	4	100.0%	
	計	11	17	16	94.1%	
幼保連携型 認定こども園	県	37	78	70	89.7%	
	政令市	32	78	77	98.7%	
	計	69	156	147	94.2%	
地域型保育事業所	県 ※	(1)	(2)	(2)	100.0%	
	政令市	2	4	2	50.0%	
	計	2	4	2	50.0%	
認可外保育施設 (地方裁量型認定 こども園含む)	県	11	31	8	25.8%	
	政令市	10	28	3	10.7%	
	計	21	59	11	18.6%	
幼稚園	公立幼稚園 (幼稚園型認定 こども園含む)	県	6	7	7	100.0%
		政令市	4	5	5	100.0%
	私立幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)		115	245	225	91.8%
	計		125	257	237	92.2%
特別支援学校		20	98	98	100.0%	
教育・保育施設計		248	591	511	86.5%	

※ 地域型保育事業所の県所管1施設2台は同一法人立の認定こども園の車両を共用

(参考) 令和5年6月末	施設数	運行台数	6月末までに設置完了予定	
			台数	設置率
教育・保育施設計	248	593	418	70.5%

(2) 障害児通所支援事業所

施設類型		施設数	運行台数	8月末までに設置完了予定	
				台数	設置率
児童発達 支援センター	県	15	33	22	66.7%
	政令市	8	24	15	62.5%
	計	23	57	37	64.9%
指定児童発達 支援事業所	県	23	45	22	48.9%
	政令市	41	76	36	47.4%
	計	64	121	58	47.9%
放課後等 デイサービス	県	210	528	112	21.2%
	政令市	203	427	196	45.9%
	計	413	955	308	32.3%
障害児通所支援事業所計		500	1,133	403	35.6%

(参考) 令和5年6月末	施設数	運行台数	6月末までに設置完了予定	
			台数	設置率
障害児通所支援事業所計	402	937	540	57.6%

(3) 総計

施設類型		施設数	運行台数	8月末までに設置完了予定	
				台数	設置率
総計		748	1,724	914	53.0%

(参考) 令和5年6月末	施設数	運行台数	6月末までに設置完了予定	
			台数	設置率
総計	659	1,530	958	62.6%

○ 調査結果の状況

- ・ 前回調査から回答率が上昇し、新たに報告のあった施設の運行台数を含め設置状況を把握した結果、県全体では8月末までの安全装置の設置完了予定は914/1,724台、53.0%であった。
 - ・ 教育・保育施設では安全装置の設置が進み、前回公表した6月末までの設置完了予定である418/593台、70.5%から511/591台、86.5%と設置率が16%上昇している。
 - ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校では9割を超える設置率となった。
 - ・ 一方、認可外保育施設では2割を切る低い設置率となっている。県所管11施設については8施設23台が未設置となり、その全てが外国人施設である。
- 設置率が低い理由として、設置経費や制度の理解に課題があると捉えており、施設には個別に安全装置義務化の内容や補助制度についてポルトガル語での説明をし、経過措置期間内の設置を促している。

- ・また、障害児通所支援事業所においては、4月以降、複数回に渡り文書で設置を促してきたが、教育・保育施設に比べ、設置が進んでいない。
- ・子どもの安全を確保するため、可能な限り早期の設置率100%を目指し、設置が遅れている認可外保育施設、障害児通所支援事業所を中心に設置義務化の周知と施設への設置補助金の活用などの支援を実施していく。

(参考：安全装置設置義務化の概要)

項 目	内 容	
車両運行時の義務付け事項 (R5.4.1～) ※安全装置設置はR6.3.31 まで経過措置あり	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降の際に、点呼等の方法により、園児等の所在を確認(送迎だけでなく、施設外活動時等も対象) ・送迎用車両への安全装置の装備及び降車時に装置を用いて園児等の所在を確認 	
安全装置義務化の対象施設	保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設)、幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援事業所(児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス)	
安全装置義務化の対象車両	通園等を目的とした車両のうち、3列以上座席のある車両	
安全装置の種類 ※国のガイドラインに適合した装置を設置する必要あり	自動検知式	エンジン停止後にセンサーが作動し、置き去りにされた子どもを検知すると車外へ警報が鳴るもの
	降車時確認式	エンジン停止後に運転手等へ向けて、社内の確認を促すアナウンスが流れ、運転手等が車内を確認し、車両後方に設置したスイッチを押すとアナウンスが止まるが、スイッチが押されない場合は車外へ警報が鳴るもの